

山形県公共工事リサイクル原則化ルール

平成18年10月

山形県が発注する工事において、以下の運用を行うこととする。この場合、経済性にはかかわらず実施するものとする。

なお、下記の要件に該当しない建設工事においても可能な範囲で積極的に再生資源の利用及び再資源化施設の活用を図ることとする。また、再資源化施設の活用の際には、所要の品質が確保される施設を活用することとする。

(1) 指定副産物の工事現場からの搬出

1) コンクリート塊の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生したコンクリート塊を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として、コンクリート塊を規格品の再生クラッシャーラン(RC-40)として再資源化している施設へ搬出する。

2) アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生したアスファルト・コンクリート塊を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として、アスファルト・コンクリート塊を、再生加熱アスファルト混合物の原材料として再利用している再資源化施設(アスファルトプラントがなくても、そのアスファルト塊が、最終的に再生加熱アスファルト混合物として利用されることが確認できる施設でも可)へ搬出する。

3) 建設発生木材(伐木・除根材を含む)の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した木材を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。

4) 建設汚泥の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した建設汚泥を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。

5) 建設発生土の工事現場からの搬出

工事現場から建設発生土を搬出する場合は、建設副産物対策会議等で調整を行いながら、原則として50キロメートルの範囲内の他の工事現場(土質改良プラント、ストックヤードを含む)へ搬出する。

(2) 再生資材等の利用

1) 再生骨材の利用

工事現場から40キロメートルの範囲内に再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として再生資材を利用する。

2) 再生加熱アスファルト混合物の利用

工事現場から40キロメートル及び運搬時間1.5時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として再生加熱アスファルト混合物を利用する。

3) 建設発生土の利用

工事現場から50キロメートルの範囲内に建設発生土を搬出する他の建設工事がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、建設副産物対策会議での調整状況等を踏まえながら、原則として建設発生土を利用する。

4) 再生改良土の利用

再生改良土の価格設定(各部局の設計単価本)のある地域で購入土で工事を行う場合、品質規格に支障がなければ、再生改良土の使用を原則とする。